

那霸市教育委員会会議録

令和4年度（2022年度）第11回（定例会）

署名人 本仲範男

教育長 山城良嗣

開催日時 令和4年（2022年）9月29日（木） 開会 午後2時00分
閉会 午後2時21分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

山城良嗣教育長、本仲範男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員、

[事務局職員]

【生涯学習部】稻福喜久二副部長

(総務課) 石川泰江課長、大城孝史副参事、稻森恵子副参事、棚原咲子主査、松井都矢子主査

【学校教育部】名嘉原安志部長、仲宗根浩副部長

(学校教育課) 松原伸一課長、比嘉学副参事、喜屋武直人指導主事、仲村海主任主事

議事日程 ※日程2は非公開案件。

- 1 議案第14号 「那霸市教育委員会市費負担職員（指導主事を除く。）定期人事異動基本方針」について【総務課】
- 2 報告1 県費負担教職員の内申に関する教育長の専決について【学校教育課】

山城教育長 それでは時間となりましたので、令和4年度第11回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案が1件、報告が1件となっております。会議録の署名は本仲委員にお願いをいたします。それでは、これより審議に入ります。議案第14号「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針」について、を議題といたします。生涯学習部 稲福副部長、お願いします。

稻福副部長 議案第14号「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針」について、提案理由を説明させていただきます。「那覇市教育委員会人事異動中長期方針」(平成18年12月21日教育委員会議決)及び「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事及び幼稚園教諭を除く。)定期人事異動方針」(平成21年11月5日教育委員会議決)は、制定後10年以上経過していることから、現状に即していないため廃止をし、新たに「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針」を制定するため、この案を提出するものであります。内容につきましては、担当より説明させていただきます。

山城教育長 それでは総務課、お願いします。

石川課長 よろしくお願ひいたします。1ページをご覧ください。「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針」です。次のとおり「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)の定期人事異動に係る基本方針を定める。

1 職員一人ひとりの能力と適性にあった職務に配置することにより、その能力が一層発揮できるよう適材を適所に配置する。

2 職員の多種多様な職務経験の蓄積や視点の獲得、幅広い職員間の協力と連携を通じた人材育成を図るため、職員の心身に健康の保持増進に留意しつつ、異動対象となった職員の積極的な人事異動を行う。

異動対象となる職員は、原則として同一部署に4年以上在職する者とする。ただし、採用から8年目までの職員については、多様な職務を経験させる観点から同一部署の在職期間を3年以上とする。

3 昇任にあたっては、勤務経験が優秀で、管理、監督能力に優れ、高い意欲と行動力、より高いコンプライアンス意識のある職員を積極的に登用する。

特に管理職の選考にあっては、先見性と広い視野から適切な状況判断ができ、部下の育成能力に長ける人材を登用する。

4 任命権者間の人事交流は、職員の多種多様な職務経験の蓄積、幅広い職員間の協力と連携を図るため、積極的に出向、受入を行う。

5 再任用職員は、積極的にフルタイム勤務として配置するものとする。配置先は育児休業等取得のための代替措置等の時限的業務対応や、再任用職員の活躍できる部署とする。

6 人事異動は、職員と職務の状況や職務特性を的確に把握する観点から参考とする

「所属長調書」及び所属長ヒアリング、並びに職員の異動希望を配慮する観点から参考とする「異動希望調書」その他を基に実施する。

7 定期人事異動の実施時期、異動対象者の例外的な取り扱い等の事項は、総務課長が別途定める。

附則

- 1 この方針は、議決の日から施行する。
- 2 「那霸市教育委員会人事異動中長期方針」（平成18年12月21日教育委員会議決）及び「那霸市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事異動方針」（平成21年11月5日教育委員会議決）は廃止する。
というのが案となっております。 変更に至る経緯について担当から報告させていただきます。

山城教育長 総務課、お願いします。

大城副参事 それでは廃止の理由、現行の方針などがどうなっているかというところを説明させていただきます。

2ページ目の資料をご覧ください。那霸市教育委員会人事異動中長期方針、これは平成18年度に議決、平成19年度に適用されております現方針となります。内容につきましては、人事異動の時期を3期に区分しまして、それぞれの区分について定める方針に基づき人事異動を実施する内容となっております。まず1期ですが、採用から9年までの期間、基本的知識、能力の取得などをを行うため、窓口業務、事業部門、管理部門の3部門を2、3年の間隔で異動させる期間となっております。

次に第2期でございますが、1期終了から39歳前後までの期間、能力伸長を意図した職場などへ3、4年間隔で配置する期間となっております。

最後に第3期でございますが、2期終了後から退職までの期間で、総合職コースと専任職コースを選択できる複線型の人事管理を行う期間となっております。市長部局にもない教育委員会オリジナルの人事管理となっております。必要な事項は教育長が定めることとしまして、5ページにあります「教育委員会複線型人事管理実施要領」を制定しております。尚、3ページにございます図につきましては、この1期から3期までのイメージ図、4ページ目が第1期で業務を経験させた3部門の該当課を示すものとなっております。

それでは、4ページ目の那霸市教育委員会複線型人事管理実施要領をご覧ください。複線型の人事管理は高度化、専門化する行政ニーズに的確に対応するため、特定行政分野における高度な専門知識、経験に基づき、施策の企画立案の支援や専門行政分野の執行に当たる専任職を一定の割合で養成することが必要であるとして、実施することとしております。設定されているコースにつきましては、生涯学習課や公民館配置を想定した社会教育コース、学校や公立の図書館配置を想定した図書館コースで、特

定の部門、分野の業務に精通、習得した職員が対象となっており、取得免許を前提としております。6ページ目のほうに、社会教育コース、図書館コースの職員の配置先や役職名、必要な資格などが示されております。

7ページ目、資料3「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事及び幼稚園教諭を除く。)定期人事異動方針」をご覧ください。

この方針では定期人事異動に関する基本的な方針として「中長期方針に基づく人材育成などの実施」、「適材適所への配置」、「異動対象職員の積極的な配置替え」、「効果的な人材育成」、「昇任職員の選考」の5項目が定められています。人事異動はこれら関連する方針に基づき実施することとなっております。しかしながら教育委員会オリジナルの人事管理、複線型の人事管理につきましては、制度が制定された平成19年度以降、社会教育コースに選定された職員2名、図書館コースに選定された職員7名の合計9名となっており、退職や市長部局への出向で、現在、専任コースで在職している職員は3名、社会教育コース1名、図書館コース2名という状況にございます。専任コースを希望する職員は少ない状況がございまして、その為、社会教育部門では、これまで、ほとんどの職員が通常の人事異動で対応し配置を行っていました。図書館司書につきましても、複線型人事管理制度が導入された平成19年度以降に23名が採用され、来年も採用の予定がなされております。組織定数の範囲の中で、計画的に資格習得者を配置することができる状況にございます。又、一般職で司書資格を有し図書館配置を希望する職員については、社会教育部門と同様に、これまで通常の人事異動で対応してきたという経緯がございます。このことから、現状、専任職コースを設置する必要がない、敢えて、設置する必要がないと判断されることから、現在の方針を廃止しまして、冒頭で説明のありました1ページの「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針」を制定し市長部局と同様に通常の人事異動の中で適材な人材を適所に配置したいということで考えているものでございます。以上でございます。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がございました。この件について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いをいたします。本仲委員、お願いします。

本仲委員 一つだけ、ちょっと、定期的人事異動、それから人材の適材適所の配置については、非常に大事なことだなというふうに思っています。今、読ませてもらって、こういう考え方をカットするのかなというようなことを感じた所があります。2ページの人事異動の期間ということで、1期、2期、3期と分けていますけれど、例えば、1期は基本的な知識、能力を取得させる、2期では専門的な知識、技能を身に付けるさせる、3期では蓄積した知識と経験を生かしていくと。この考え方は、どの職場にとっても当てはまるところで、この考え方、非常に適切だなと考えていたんですけども、例えば具体的に大学を卒業するのが22歳から23歳となると、大体、この6年から9年

の間には28歳から29歳になる訳ですよね、30歳前後。それから次の10年間というの、大体40歳位かな。そして3期が40歳から60歳ということで、これは管理職とか中堅幹部とかね。そういうことで、非常に考え方としては、よく移行していると思うんですよね。この考え方は、引き続いていく訳ですかね。これを文章として残すんじゃなくて、考え方として。

山城教育長 総務課、お願ひします。

大城副参事 現方針の考え方ということを踏まえた上で新しい方針ということになっております。特に、第1期につきましては、採用から6年から9年の期間ということの職員に対しましては、新しい方針の2の中で、採用から8年目までの職員は多様な職務を経験させる観点から在職期間を3年としていろいろな部署を経験させたうえで、業務の知識、経験等を積んで活かして行きたいというふうに考えております。それ以降につきましては、基本方針1にありますとおり、そのあたりを踏まえまして、能力と適正にあった職務に配置をして、適材を適所に配置して行くというふうな考え方を持っておりますので、基本的には、現方針の、今、委員のおっしゃられた部分というのは踏まえた上で、人事異動なされるということを考えております。

山城教育長 よろしいでしょうか。ほか、ございますか。確認します。2ページの、現中長期方針、これは教育委員会のオリジナルとしての複線型について謳われていると、3ページ、4ページが、その複線型の説明になっていると、5ページが、その実施要領になっている。今回、これを全て廃止する。理由は、これまで複線型における人事異動が9人該当ってきて、現在、それが3人までになっていると。現行の、専門職を育成するということは、現在の人事異動方針でもやっていけるだろうということで、それを残しつつ、この複線型は、今回、廃止して行こうということになりますね。その際、資料3の、7ページの人事異動基本方針、これも一緒に廃止をして、新たに1ページの基本方針を定めるという考え方になります。その際、参考にしたのが、8ページ、9ページの、いわゆる市長部局の人事異動の実施方針を踏まえつつ、1ページの教育委員会の人事方針を、今回、定めるということになりますね。最後に、この1ページの7番、具体的な取り扱いについては、総務課長で別途定めるとうたってて、この資料5、10ページ、11ページが、その別途の、いわゆる要領ということで、今回、参考資料として添付されているというふうに理解してよろしいですね。確認が取れたところで、他ございますか。それでは、質疑、質問等がないということで、それでは議案第14号「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議がないということですので、議案第14号「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針について」は、議決いたしました。お疲れ様

です。

それでは引き続き行きます。ここで非公開について諮りたいと思います。報告1は人事に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。報告1を非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

山城教育長 非公開を解きます。以上を持ちまして、令和4年度第11回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。

案件の審議結果

議案第14号	「那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事を除く。）定期人事異動基本方針」について	原案どおり可決
--------	--	---------